

河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑧

民主党政権の「できるだけダムにたよらない治水」政策を骨抜きにした国交省河川局官僚と福井県河川課の詐欺的手法（6）

（小浜市） 松本 浩

◆平成 14（2002）年 3 月 29 日、「河内川ダム建設工事に関する基本協定書」が変更された。

（1）工事費を 234 億円から 415 億円に 181 億円増額する。

（2）完成期限を平成 14 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日に延期する。

調印に先立って、平成 13 年 8 月 1 日、福井県河川課ダム建設室の西浦室長、河内川ダム建設事務所の小堀所長ら 5 名が小浜市を訪れて変更の内容を説明、同意を求めた。

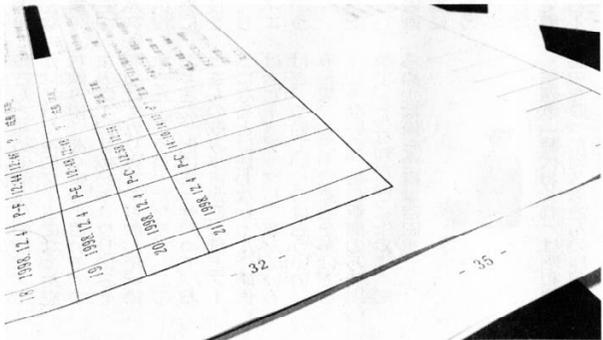
その際、工事費 181 億円増額の内訳について西浦室長は、「労務単価 178 %、資材単価 106 %、機械賃借料 128 % など単価増で 132 億円余。付替道路工事費 10 億円余、平成 10 年度からのクマタカ追跡調査費 7 億 6,800 万円など」と説明し、工期遅れの要因として「クマタカによる工事期間の制限及び急峻な地形のための遅れ」を挙げた。

福井県は「平成10年度からのクマタカ追跡調査」に関する情報の開示をととても嫌がり、調査は容易に進まない状況が続いている。

しかし、「クマタカ追跡調査」は「河内川ダム建設工事猛禽類調査業務」の名称により（株）ニュージェック福井事務所に委託され、平成10年度～同27年度までの委託金額は5億8,939万円に達しており、業務内容に比して委託金額が異常に高額で、二重契約や架空契約によると見られる違法支出も尋常な額ではないことが判明した。

黒塗りページ 公開せず 県・河内川ダム関係の公文書で

県が情報公開請求を受けた公文書について、黒塗りにすると判断したページを取り除いて請求者に公開していたことが7日、わかった。県が若狭町で建設を進める河内川ダム



ページが飛ばされた公開資料

工事に係る公文書は1008、請求した市民オンブズマンの松本浩さん（77）小浜市は同日、県に異議申し立てをした。県の対応に専門家からは疑問の声も上がっている。3月22日付で一部公開決定の通知を受けた。

しかし、受け取った公文書コピーは複数のページが抜かれていたため、担当の河川課に問い合わせたところ「全面黒塗りなので渡しても意味がない」と説明された。松本さんは「全面黒塗りでも受け取りたい」と申し出たが、聞き入れられなかったという。毎日新聞の取材に、県情報公開・法制課の担当者は「有意な情報がない場合、請求者の手数料が増えるだけなので、出さない判断をした」と河川課から説明を受けた。ただ、原則は公開なので今後検討したいと話した。

【高橋一隆】

◆平成 29(2017)年 2 月 6 日、筆者は平成 10 年度～ 14 年度、5 年間の「猛禽類調査業務委託報告書」(委託金額 2 億 5,159 万円)の開示請求をした。

4 月 17 日によく開示された同報告書は「希少猛禽類の生息場所に関する情報は非公開」とし、驚くことに「全面黒塗りだから渡しても意味がない」との理由で 1,543 枚に及ぶ猛禽類の「飛行軌跡図」を報告書から取り除き(前ページの毎日新聞記事)、しかも 1,000 枚に及ぶ写真、図面はその大部分を黒塗りにして「開示」した(次ページの写真)。

◆6 月 7 日、筆者は同非公開処分に対する「異議申立書」を西川知事に提出したが、その二日前の 6 月 5 日(月)午後、河内川ダム建設事務所の田中次長から電話があり、筆者との間で要旨次のような会話が交わされた。

次長：先日来、松本さんが交付を望んでおられた猛禽類の飛行図ですが、今度の 6 月 9 日の文書公開の時に交付させてもらいたいと思ってるんですが…

松本：えっ…

次長：それでですね、全面黒塗りでも構わないって松本さんがおっしゃってたものですから、…計算すると枚数が 1,543 枚、手数料(コピー代)が 1 万 6,860 円になりますが、よろしいでしょうか。

松本：…

次長：もしもし、どうでしょうか。

松本：田中さん、ちょっと待って下さいよ。今頃になって、いきなりそんなこと言われましても…

次長：でも、松本さんが交付を希望なさってましたのでね。

松本：田中さん。私はもう西川知事に異議申し立てすることを新聞社に予告してしまいましたよ。

次長：…

松本：先週の金曜日、6 月 2 日に「異議申

立書」と 6 月 7 日提出予定という「予告文書」を本庁の県政記者クラブと小浜市記者クラブの双方に郵送しましたよ。

次長：郵送ですか。

松本：そうです。今日の午前中には配達されていると思います。本庁の情報公開室にも異議申立書の提出先や公開審査会の会長の氏名などを教えて頂きました。ですから、このことば本庁河川課にはもう伝わっていると思いますが…

次長：…しかし、猛禽類の飛行図については 9 日にお渡しすることになったんですから… 記者クラブの方は、今から取り消しすることは出来ませんか。

松本：出来ませんね。異議申し立てする 7 日の時点では、まだ頂いていない… 今頃遅いですよ。4 月 17 日に田中さんと論争しましたね。

次長：…

松本：二つのこと、一つは河内川ダム建設の希少猛禽類の追跡調査業務 6 億円は、如何なる法令に基づいてなされているのか、その根拠法令について田中さんは調べて返事するということでしたが…

次長：それも、6 月 9 日の文書公開のときにご返事する予定です。

松本：もう一つは、猛禽類調査報告書の綴りからクマタカ等の飛行図が抜き取られて、隠されたこと。これについては、私は了承できないと抗議 しましたね。渡して頂けないなら異議申し立てをすると申し上げました。

次長：松本さん。隠してなんかいません。

松本：いや、あなた方は抜き取って隠したんですよ。私が、綴じられている筈の飛行図がない、と指摘したとき、田中さん、あなたは「全面黒塗りなので、お渡ししても意味がない」と言われたので、私は「全面黒塗りといっても縮尺や図面の名前まで消してはいないだろうから、渡してもらいたい」と反論して言い争いになりましたね。

次長：いや、松本さん。それは、松本さん

の方から指摘されたのではなくて、私の方から「全面黒塗りですからお渡ししても意味がないので抜いてあります」と先に申し上げたんですよ。

松本：いや、田中さん。私は、報告書に猛禽類の飛翔記録図面が綴じてあったことは知っていましたから、綴じられていないと、どうしたのかと指摘・・・

次長：いや。それは、私の方から先にお断りしたんです。間違いありません。

松本：止めましょう。大して意味のない論争です。止めましょう。

次長：何度も繰り返しますが、私どもは、隠してなんかいませんよ。

松本：私は、4月17日以降返事がないので、どうなっているのかと、一度、電話しました。その時田中さんは「本庁の方で検討中である」とおっしゃいましたが、今、交付するという事は、県が誤りをお認めになったということですか。

次長：いやいや、そういうことではありませんよ。私の記録では4月28日に電話を頂いたときは、「検討中」ということではなく「交付の方向で検討している」とお話しさせてもらったと思います。全面黒塗りなのでお渡ししても、松本さんにとってもあまり意味がないのではないかと申し上げたんですが、松本さんがそれでも欲しい

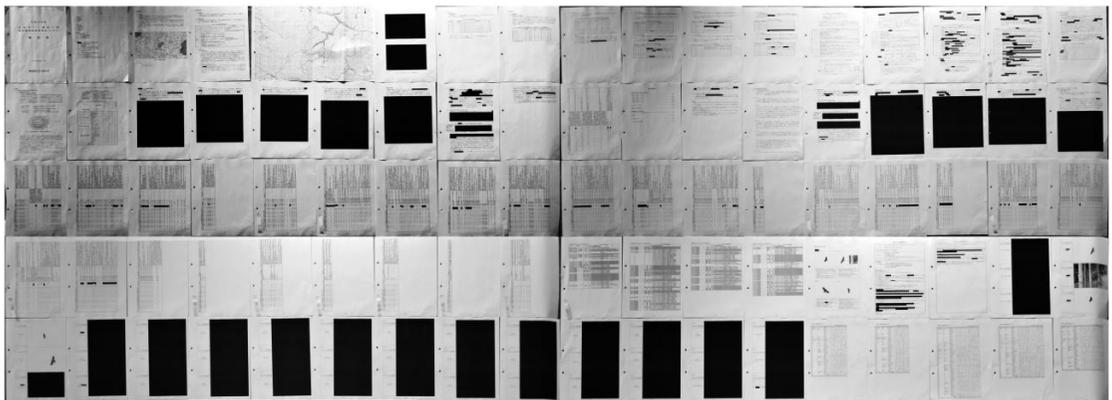
と言われたので、ご要望にお応えしようということになったもので、決して私どもが間違っていたからお渡しするという事ではございません。

松本：ああ、そうですか。誤りをお認めにならないのであれば、9日に受け取るわけにはいきませんね。それでしたら、私の異議申し立てに対する県の弁明書でその旨を述べて頂いて、それに対する私の意見書で私の反論をさせていただきます。黒塗り文書に意味があるかどうかば、開示請求人の私が判断することで、あなた方が決めることではないでしょう。ですから、誤りは認めないが交付すると言われても、それじゃ頂きますというわけにはいきませんよ。

次長：ですから、検討の結果、松本さんのご要望に沿ってお渡ししようということになった・・・

松本：お断りします。もし、4月28日の段階で黒塗りでも渡そうということになっていたのであれば、今まで1ヶ月以上も放置していたのはおかしいじゃないですか。あくまで、県は間違っていなかったと主張されるのであれば、私は公開審査会の結論を待たせて頂きますよ。これ以上、電話で争っていても意味がありませんから、電話、切らせてもらいますよ。失礼します。

(次号につづく)



危ふけれ断層帯にうち据ゑて
ほろびに向かふ河内川ダム

山川を荒らしてあはれ河内川
ダムに用途の無かりしものを

公金を貪り喰らふ奴ばらの
うたげ華やぐ河内川ダム

穿ち行く不正の壁の厚ければ
きれぎれの息途切れんとすも

わが穿つ不正の壁は厚くとも
響けつちおと闇のしじまに

松本 浩

河内川ダム建設事業

平成28年8月8日(月)

1